## **倉敷民商事件・控訴趣意書提出に参加** 吹田民商常務理事

して 西尾

栄

んが私のところはた宣伝行動に参知後 1 時前に裁判 もいただきました。 山集めていただいてありがとうございました。」とのお礼三谷会長からは吹田民商に対して、「(倉敷支援)募金を沢 若 泉南民商の役員さんや池田さんなどが参加していました。 がありました。「大阪の会」からは三谷会長や増田副会長、地元岡山、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫などから参加 の名 た。宣伝中に徐々に参加者が増え総勢で 60 名を超えました。 いただきました。 方々はマ もいただきました。」とお礼をいただきました。 が私のところまで来て「いつも有り難うございます 方々も関心を示しながらビラを受け取ってくれまし 前に裁判所に到着し、28日は禰屋裁判の控 イクを通した訴えを聞いてくれているようで、 しました。ビラを配布していると禰屋さ 判の控訴趣意書の すぐに裁判所前で行われてい 大阪、兵庫などから参加 通行人 署

清水弁護団長、山崎弁護士から説明を受けました。地裁判文は150ページにもなるそうです。則武弁護士、千田弁護士、から弁護士会館に移り控訴趣意書の学習を行いました。原提出するのを参加者全員が担手で表とカース 今回は、 署名と意見書、募金を数多く集めて支援の輪を広げてい 署名と意見書、募金を数多く集めて支援の輪を広げていく訴審の第 1 回審理は 10 月 27 日に行われます。それまでに表からの発言、行動提起を受けて集会は終わりました。控 す。)学習会の後に、 し用 列 決意を固めて帰ってきました。 決意表明がありました。 3人とも日々たくましく、どっ 吹田でも9月頃には学習会を開催したいと考えています。面的な反論になっています。早期に全文を入手・読了して 提出するのを参加者全員が拍手で送りだしました。2時半せんでした。そのため、禰屋さんと弁護団が控訴趣意書を (このニュースでは た。 しなくてもよい証拠を採用した」(山崎弁護士)判決での特徴は「採用しなければならない証拠を採用せず、採 は出入口前で停止し裁判所の中には入ることができま 向かって行進しました。残念なことに私たち支援者の隊街頭宣伝後、その場で参加者全員が隊列をつくり玄関口 した感じになった印象を受けました。 控訴趣意書は有罪ありきで進行した裁判に対する全 弁護団作成の学習資料を活用しての学習でした。 禰屋さん、 2回に分けて掲載することにしま 小原さん、須増さんから その後、 各地の代



## 第 1 原判決の法人税法違反幇助に関する部分の問題点

内容

### (第2章)

# 一審の異常な審理経過(前提)

たため、 裁判長が交代した後に裁判所から具体的に示唆を受け 証の杜撰さ。 の帰趨に直結する事柄に関する不公平な救済措置。 検察官は、 法 321条 4 項による立証に方針 裁判所の、 いったん検察官立証が終了 訴追側のみに対する有罪 転換。 検察官立 さらに、 無罪

#### 2 原判決の3つのパ

- 採用し、 査察官報告書を法 31条 4項の鑑定書面として証拠
- **=**: 査察官報告書に基づき I 建設 (正犯) の脱税を認め、
- 禰屋さんの幇助の行為及び故意を認定して、 とした。 有罪

## 3 査察官報告書を鑑定書面と同視する問題

部分に関する伝聞例外の要件を欠くなどの問題。 録取書などの内容を正しいものとして作成したもの。 査察官が作成した査察官報告書や五輪関係者の供述に、②1建設の告発を行ったK査察官が、③K以外 ①鑑定事項及び鑑定のための資料は特定され 鑑定書面として採用された査察官報告書は、 ②公平な鑑定人によるものでもなく、 の問題) ③ 再 伝 聞 てお

### 正犯(Ⅰ建設)の、 ( ii の問題) 法人税法違反に関する事実誤認

極方 正犯・ 情は考慮しない の事情は重視するが、無罪方向(消極方幇助犯の成否の検討を通じて、有罪方向 「つまみ食い」 向

- て認定。 弁護団が争っ てきた事実を、「争いはない事実」とし
- 料ではなく、 I建設の所得金額及びほ脱税額に関しては、 査察官報告書に基づき数値を認定。 原資
- (正犯は、一定の売上計上基準に基づき売上計上のた点について、禰屋さんが詳細に主張した内容で、修正計算の根拠も明らかでない。 ず、修正計算の根拠も明らかでない。 すべのではか、原資料は一部しか証拠となっておら すで、査察官報告書の誤記等を原判決自身が指摘し をしていたことなど)を全く検討していない。(正犯は、一定の売上計上基準に基づき売上記
- 税をしようという意図」はない。 その方法が間違っていると評価したとしても、 上になるのであって、 延べても、 上基準に基づいて、 建設の担当者Hは、長年継続して、 「たまり」がない場合は、 結局課税額は減らない 売上の計 上をしていた。 また、 翌年以降の売た、売上を繰り 一定の 仮に 売上 脱脱

い」として仮定計算をしたところ、 「売上の除外」と言われた部分を、 刑事事件になるよう それだけで、 「単純な間違

なものではないのである。年分の脱税額はゼロとなった。

会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月1 〇日までには集めま よう

商工新聞は経営の

ピント

くらし

の知恵が

ば

毎週必ず届け

ま

よう